

廃止措置炉における保安規定の検討状況について

廃止措置炉の保安規定記載案について、これまで提示している供用炉の記載案をベースに検討を行った。供用炉と記載が異なる点について確認させていただきたい廃止措置管理、施設管理の章について、添付の通り記載案を作成した。

章（供用炉）	章（廃止措置炉）	検討内容
第1章 総則	第1章 総則	－
第2章 品質保証	第2章 品質保証	供用炉と同様
第3章 保安管理体制及び評価	第3章 保安管理体制及び評価	－（各社で検討）
第4章 運転管理	第4章 廃止措置管理	供用炉の運転管理の章の記載案、保安規定審査基準改正案の内容を踏まえ、現行の廃止措置管理の章を修正。 （添付資料1） 【本日提示】
第5章 燃料管理	第5章 燃料管理	供用炉と同様（燃料の検査、取替等を除く）
第6章 放射性廃棄物管理	第6章 放射性廃棄物管理	供用炉と同様
第7章 放射線管理	第7章 放射線管理	供用炉と同様
第8章 施設管理（現・保守管理）	第8章 施設管理（現・保守管理）	供用炉の施設管理の章の記載案を踏まえ、現行の保守管理の章を修正。 （添付資料2） 【本日提示】
第9章 非常時の措置	第9章 非常時の措置	－（各社で検討）
第10章 保安教育	第10章 保安教育	－（各社で検討）
第11章 記録及び報告	第11章 記録及び報告	－（各社で検討）

廃止措置管理

供用炉記載案(8/9 面談時点)	廃止措置炉(現状)	廃止措置炉(見直し案)	補足説明												
—	<p>第4章 廃止措置管理 第1節 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</p>	<p>第4章 廃止措置管理 第1節 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</p>													
—	<p>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置) 第10条 当直長(1号炉担当)は、次の事項を遵守する。 (1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと (2) 原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと 2. 炉心・燃料グループマネージャーは、燃料を譲り渡す場合は、表10に定める譲渡し先に譲り渡す。</p> <p>表10</p> <table border="1" data-bbox="914 737 1448 877"> <tr> <th>種別</th> <th>譲渡し先</th> </tr> <tr> <td>使用済燃料</td> <td>再処理事業者</td> </tr> <tr> <td>新燃料</td> <td>加工事業者</td> </tr> </table>	種別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	新燃料	加工事業者	<p>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置) 第10条 当直長(1号炉担当)は、次の事項を遵守する。 (1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと (2) 原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと 2. 炉心・燃料グループマネージャーは、燃料を譲り渡す場合は、表10に定める譲渡し先に譲り渡す。</p> <p>表10</p> <table border="1" data-bbox="1537 737 2071 877"> <tr> <th>種別</th> <th>譲渡し先</th> </tr> <tr> <td>使用済燃料</td> <td>再処理事業者</td> </tr> <tr> <td>新燃料</td> <td>加工事業者</td> </tr> </table>	種別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	新燃料	加工事業者	<p>現状通り</p> <p>なお、各条文に記載する主語(〇〇グループマネージャー等)は、各社で異なる。(以下、同様)</p> <p>【PWRの場合】 左記の記載に代えて、以下の記載を行う。 ・(2)燃料移送隔離弁を閉止・施錠すること。 ・燃料以外を移送する場合は、廃止措置主任者の確認を得て隔離弁を開操作できる。</p> <p>【燃料なしプラントの場合】 燃料が存在しないため対象外。</p>
種別	譲渡し先														
使用済燃料	再処理事業者														
新燃料	加工事業者														
種別	譲渡し先														
使用済燃料	再処理事業者														
新燃料	加工事業者														
—	<p>第2節 通則</p> <p>(定義) 第11条 本章において、「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく、行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記趣旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備^{※1}が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※1:要求される措置を組織的に実施する準備とは、関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うことをいう。</p>	<p>第2節 通則</p> <p>(定義) 第11条 本章において、「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく、行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記趣旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備^{※1}が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※1:要求される措置を組織的に実施する準備とは、関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うことをいう。</p>	<p>現状通り</p> <p>【燃料なしプラントの場合】 施設運用上の基準がないため対象外。</p>												
<p>(運転員等の確保) 第13条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p>	<p>(原子炉施設の運転員の確保) 第12条 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、2名以上をそろえ、5班以上編成した上で交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員には連続して24時間を超える勤</p>	<p>(原子炉施設の運転員の確保) 第12条 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、2名以上をそろえ、5班以上編成した上で交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員には連続して24時間を超える勤</p>	<p>現状通り</p> <p>【燃料なしプラントの場合】 運転員の確保は対象外。</p>												

供用炉記載案(8/9 面談時点)	廃止措置炉(現状)	廃止措置炉(見直し案)	補足説明
	<p>務を行わせてはならない。また、2名以上のうち、1名は当直長(1号炉担当)とする。</p> <p>3. 当直長(1号炉担当)は、第2項に定める人数のうち、運転員 I 以上の中から1名以上を常時中央制御室に確保する。</p>	<p>務を行わせてはならない。また、2名以上のうち、1名は当直長(1号炉担当)とする。</p> <p>3. 当直長(1号炉担当)は、第2項に定める人数のうち、運転員 I 以上の中から1名以上を常時中央制御室に確保する。</p>	
<p>(運転管理業務)</p> <p>第13条の2 各課(室)長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、原子炉施設(系統より切離されている施設※1を除く)の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 原子炉施設の運転に必要な監視項目※2を定め、中央制御室における監視、第14条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、設備故障があれば関係各課(室)長に通知する。(運転監視)</p> <p>(b) 運転操作(系統管理を含む)に係る事項を定め運用する。(機器の操作)(定検時の操作)</p> <p>(c) 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。(警報発信時の対応)</p> <p>(d) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。(事故対応業務)</p> <p>(2) 各課(室)長は、系統より切離されている施設に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 第14条第3項の巡視点検を実施する。その結果、設備故障があれば関係各課(室)長に通知する。</p> <p>(b) 作業に伴う機器操作に係る事項を定め運用する。</p> <p>(c) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。(機器の操作)(事故対応業務)</p> <p>(3) 発電室長は、運転操作(系統管理を含む)が必要な場合は、関係各課(室)長の依頼に基づき、第1号(b)による運転操作(系統管理を含む)を実施する。また、関係各課(室)長は、発電室長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。(機器の操作)(定検時の操作)</p> <p>(4) 各課(室)長は、第3節(第87条から第90条を除く)各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第17条に従い実施する。(定期点検計画)</p> <p>※1:系統より切離されている施設とは、3号炉および4号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2:運転に必要な監視項目とは、第3節(第87条から第90条を除く)各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>	<p>(なし)</p>	<p>(運転管理業務)</p> <p>第12条の2 当直長(1号炉担当)及び各マネージャーは、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 運転管理グループマネージャー及び運転支援グループマネージャーは、原子炉施設の運転に必要な監視項目※1を定める。当直長(1号炉担当)は、中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視によって、施設の運転監視を実施し、設備故障があれば関係する各マネージャーに通知する。(運転監視)</p> <p>(b) 運転管理グループマネージャー及び運転支援グループマネージャーは、運転操作(系統管理を含む)に係る事項を定め運用する。(機器の操作)(定検時の操作)</p> <p>(c) 運転管理グループマネージャー及び運転支援グループマネージャーは、原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。(警報発信時の対応)</p> <p>(d) 運転管理グループマネージャー及び運転支援グループマネージャーは、原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。(事故対応業務)</p> <p>(2) 当直長(1号炉担当)は、運転操作(系統管理を含む)が必要な場合は、関係する各マネージャーの依頼に基づき、第1号(b)による運転操作(系統管理を含む)を実施する。また、関係する各マネージャーは、当直長(1号炉担当)から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。(機器の操作)(定検時の操作)</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャーは、第3節(第72条を除く)各条第2項の施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う原子炉施設確認の計画を定め、当直長(1号炉担当)が実施する。(定期点検計画)</p> <p>※1:運転に必要な監視項目とは、第3節(第72条を除く)各条第2項の施設運用上の基準を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>	<p>新規追加</p> <p>・供用炉記載案を廃止措置炉の記載として見直し、反映した。(運転と他室の巡視等の業務を保安規定条文中にて区分)</p> <p>【燃料なしプラントの場合】</p> <p>左記のうち、燃料なしプラントにも適用が必要な以下を記載する。</p> <p>(1)(b)(c)</p> <p>(2)</p>

廃止措置管理

供用炉記載案(8/9 面談時点)	廃止措置炉(現状)	廃止措置炉(見直し案)	補足説明
<p>(巡視点検) 第14条 発電指令課長及び廃棄物管理課長は、毎日1回以上、原子炉施設(第93条第1項に定める区域を除く)を巡視し、発電指令課長は、次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第N条の3第2項に定める観点を含めて行う。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 発電指令課長及び廃棄物管理課長は、第93条第1項に定める区域)の巡視又は監視を行う。</p> <p>3. 各課(室)長は、系統より切離されている施設について一定期間※2毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※1:系統より切離されている施設とは、3号炉および4号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。 ※2:一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。また、点検可能な時期が定期検査時となる施設については、定期検査毎とする。</p>	<p>(巡視) 第13条 当直長(1号炉担当)は、毎日1回以上、原子炉施設(第115条(管理区域内における特別措置)第1項で定める区域を除く)を巡視する。</p> <p>2. 当直長(1号炉担当)は、「廃止措置管理業務要項」の定めるところにより1ヶ月に1回以上、原子炉施設(第115条(管理区域内における特別措置)第1項で定める区域)を巡視する。ただし、特に立入が困難な区域は、巡視に替えて毎日1回以上、遠隔監視を行う。</p>	<p>(巡視) 第13条 当直長(1号炉担当)は、毎日1回以上、原子炉施設(第115条(管理区域内における特別措置)第1項で定める区域を除く)を巡視する。実施においては、第N条の3第3項に定める観点を含めて行う。</p> <p>2. 当直長(1号炉担当)は、1ヶ月に1回以上、原子炉施設(第115条(管理区域内における特別措置)第1項で定める区域)を巡視する。ただし、特に立入が困難な区域は、巡視に替えて毎日1回以上、遠隔監視を行う。実施においては、第N条の3第3項に定める観点を含めて行う。</p>	<p>供用炉の記載に合わせる。 ・巡視を行う観点の追加</p> <p>供用炉の記載に合わせる。 ・巡視を行う観点の追加</p>
<p>(運転管理に関する社内標準の作成) 第15条 削除</p>	<p>(手順の作成) 第14条 運転支援グループマネージャーは、次の各号に掲げる当直長(1号炉担当)が実施する原子炉施設の運転管理に関する事項の手順を作成し、制定・改正に当たっては、第7条(原子炉施設保安運営委員会)第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 巡視に関する事項 (2) 警報発生時の措置に関する事項 (3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (4) 定期試験に関する事項</p>	<p>第14条 削除</p>	<p>供用炉の記載に合わせる。 ・他条文に包含される内容のため削除。</p>
<p>(引継) 第16条 当直課長は、その業務を次直の当直課長に引き継ぐ際には、運転日誌および引継日誌を引き渡すとともに、運転状況を申し送る。</p>	<p>(引継) 第15条 当直長(1号炉担当)は、その業務を次の当直長(1号炉担当)に引き継ぐに当たり、運転日誌を引き渡し、運転状況を申し送る。</p>	<p>(引継) 第15条 当直長(1号炉担当)は、その業務を次の当直長(1号炉担当)に引き継ぐに当たり、運転日誌を引き渡し、運転状況を申し送る。</p>	<p>現状通り</p> <p>【燃料なしプラントの場合】 運転直の要求なしのため対象外。</p>
<p>—</p>	<p>第16条 削除</p>	<p>第16条 削除</p>	<p>現状通り</p>
<p>—</p>	<p>(地震・火災等発生時の対応) 第17条 各マネージャーは、地震・火災発生時は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。 (1) 震度5弱以上の地震が観測※1された場合は、地</p>	<p>(地震・火災等発生時の対応) 第17条 各マネージャーは、地震・火災発生時は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。 (1) 震度5弱以上の地震が観測※1された場合は、地</p>	<p>現状通り</p>

供用炉記載案(8/9 面談時点)	廃止措置炉(現状)	廃止措置炉(見直し案)	補足説明
	<p>震終了後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設の火災発生時は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 総務グループマネージャーは、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する。^{※2}</p> <p>(2) 安全・防災グループマネージャーは、初期消火活動を行う発電所の要員として、11名以上(発電所合計数)を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 安全・防災グループマネージャーは、初期消火活動を行うため、表17に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 安全・防災グループマネージャーは、発電所における可燃性の持込物の管理方法を定める。</p> <p>(5) 当直長(1号炉担当)は、第13条(巡視)に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 各マネージャーは、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後、維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(7) 安全・防災グループマネージャーは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>3. 当直長(1号炉担当)は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性がある^{※1}と判断した場合は、発電室長に報告する。発電室長は、所長、廃止措置主任者及び各室長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。</p> <p>※1: 観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p> <p>※2: 専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p>	<p>震終了後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設の火災発生時は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 総務グループマネージャーは、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する。^{※2}</p> <p>(2) 安全・防災グループマネージャーは、初期消火活動を行う発電所の要員として、11名以上(発電所合計数)を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 安全・防災グループマネージャーは、初期消火活動を行うため、表17に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 安全・防災グループマネージャーは、発電所における可燃性の持込物の管理方法を定める。</p> <p>(5) 当直長(1号炉担当)は、第13条(巡視)に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 各マネージャーは、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後、維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(7) 安全・防災グループマネージャーは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>3. 当直長(1号炉担当)は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性がある^{※1}と判断した場合は、発電室長に報告する。発電室長は、所長、廃止措置主任者及び各室長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。</p> <p>※1: 観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p> <p>※2: 専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p>	

供用炉記載案(8/9 面談時点)	廃止措置炉(現状)	廃止措置炉(見直し案)	補足説明												
<p>—</p>	<p>表17</p> <table border="1" data-bbox="863 317 1448 527"> <thead> <tr> <th>設 備^{※3}</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※4}</td> <td>1台^{※5}</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1,500L以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3:1号及び2号炉共用。 ※4:400L毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 ※5:化学消防自動車^{※4}が、点検又は故障の場合には、※4に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p>	設 備 ^{※3}	数 量	化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1,500L以上	<p>表17</p> <table border="1" data-bbox="1492 317 2077 527"> <thead> <tr> <th>設 備^{※3}</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※4}</td> <td>1台^{※5}</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1,500L以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3:1号及び2号炉共用。 ※4:400L毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 ※5:化学消防自動車^{※4}が、点検又は故障の場合には、※4に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p>	設 備 ^{※3}	数 量	化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1,500L以上	
設 備 ^{※3}	数 量														
化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}														
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1,500L以上														
設 備 ^{※3}	数 量														
化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}														
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1,500L以上														
<p>—</p>	<p>(電源機能喪失時等の体制の整備) 第17条の2 安全・防災グループマネージャーは、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において溢水が発生した場合、重大事故^{※1}に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合(以下、本編において「重大事故等発生時」という。)又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合(以下、本編において「大規模損壊発生時」という。)で、使用済燃料貯蔵池を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等(以下、これらの事象を本編において「電源機能喪失時等」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練 (3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各マネージャーは、第1項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。 3. 各マネージャーは、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。 4. 各マネージャーは、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災グループマネージャーに報告する。安全・防災グループマネージャーは、第1項に定</p>	<p>(電源機能喪失時等の体制の整備) 第17条の2 安全・防災グループマネージャーは、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において溢水が発生した場合、重大事故^{※1}に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合(以下、本編において「重大事故等発生時」という。)又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合(以下、本編において「大規模損壊発生時」という。)で、使用済燃料貯蔵池を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等(以下、これらの事象を本編において「電源機能喪失時等」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練 (3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各マネージャーは、第1項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。 3. 各マネージャーは、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。 4. 各マネージャーは、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災グループマネージャーに報告する。安全・防災グループマネージャーは、第1項に定</p>	<p>現状通り 【燃料なしプラントの場合】 対象となる重大事故がないため対象外。</p>												

供用炉記載案(8/9 面談時点)	廃止措置炉(現状)	廃止措置炉(見直し案)	補足説明												
—	<p>める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1:本条における重大事故とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</p>	<p>める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1:本条における重大事故とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</p>													
—	第18条～第51条 削除	第18条～第51条 削除	現状通り												
—	<p>第3節 施設運用上の基準</p> <p>(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)</p> <p>第52条 使用済燃料貯蔵池に使用済燃料が貯蔵されている期間において、使用済燃料貯蔵池の水位及び水温は、表52-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2. 使用済燃料貯蔵池の水位及び水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位がオーバーフロー水位付近にあること及び使用済燃料貯蔵池の水温が65℃以下であることを毎日1回確認する。</p> <p>3. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位又は水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合^{※1}、表52-2の措置を講じるとともに、作業担当マネージャーによる照射された燃料に係る作業^{※2}を中止する必要がある場合は、作業担当マネージャーに通知する。通知を受けた作業担当マネージャーは、表52-2の措置を講じる。</p> <p>表52-1</p> <table border="1" data-bbox="863 1396 1448 1648"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料貯蔵池の水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること^{※3}</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵池の水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	施設運用上の基準	使用済燃料貯蔵池の水位	オーバーフロー水位付近にあること ^{※3}	使用済燃料貯蔵池の水温	65℃以下	<p>第3節 施設運用上の基準</p> <p>(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)</p> <p>第52条 使用済燃料貯蔵池に使用済燃料が貯蔵されている期間において、使用済燃料貯蔵池の水位及び水温は、表52-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2. 使用済燃料貯蔵池の水位及び水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位がオーバーフロー水位付近にあること及び使用済燃料貯蔵池の水温が65℃以下であることを毎日1回確認する。</p> <p>3. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位又は水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合^{※1}、表52-2の措置を講じるとともに、作業担当マネージャーによる照射された燃料に係る作業^{※2}を中止する必要がある場合は、作業担当マネージャーに通知する。通知を受けた作業担当マネージャーは、表52-2の措置を講じる。</p> <p>表52-1</p> <table border="1" data-bbox="1486 1396 2071 1648"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料貯蔵池の水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること^{※3}</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵池の水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	施設運用上の基準	使用済燃料貯蔵池の水位	オーバーフロー水位付近にあること ^{※3}	使用済燃料貯蔵池の水温	65℃以下	<p>現状通り</p> <p>【燃料なしプラントの場合】 使用済燃料がないため対象外。</p>
項目	施設運用上の基準														
使用済燃料貯蔵池の水位	オーバーフロー水位付近にあること ^{※3}														
使用済燃料貯蔵池の水温	65℃以下														
項目	施設運用上の基準														
使用済燃料貯蔵池の水位	オーバーフロー水位付近にあること ^{※3}														
使用済燃料貯蔵池の水温	65℃以下														

供用炉記載案(8/9 面談時点)	廃止措置炉(現状)	廃止措置炉(見直し案)	補足説明												
—	<p>表52-2</p> <table border="1" data-bbox="863 317 1448 768"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに、その後毎日1回 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:施設運用上の基準を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。 (1) 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長(1号炉担当)が判断した場合 (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長(1号炉担当)が判断した場合 ※2:「照射された燃料に係る作業」とは、原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。 ※3:照射された燃料に係る作業を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに、その後毎日1回 速やかに	<p>表52-2</p> <table border="1" data-bbox="1492 317 2077 768"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに、その後毎日1回 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:施設運用上の基準を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。 (1) 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長(1号炉担当)が判断した場合 (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長(1号炉担当)が判断した場合 ※2:「照射された燃料に係る作業」とは、原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。 ※3:照射された燃料に係る作業を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに、その後毎日1回 速やかに	<p>新燃料を搬出済のプラントは、新燃料の記載を削除する。</p>
条件	要求される措置	完了時間													
A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに、その後毎日1回 速やかに													
条件	要求される措置	完了時間													
A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに、その後毎日1回 速やかに													
—	第53条 ~ 第68条 削除	第53条 ~ 第68条 削除	現状通り												
—	<p>(施設運用上の基準の確認) 第69条 当直長(1号炉担当)は、施設運用上の基準を満足していることを第3節(施設運用上の基準)第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第2項で定める事項により確認する。 2. 当直長(1号炉担当)は、第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第2項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができれば、第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第3項で定める</p>	<p>(施設運用上の基準の確認) 第69条 当直長(1号炉担当)は、施設運用上の基準を満足していることを第3節(施設運用上の基準)第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第2項で定める事項により確認する。 2. 当直長(1号炉担当)は、第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第2項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができれば、第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第3項で定める</p>	<p>現状通り 【燃料なしプラントの場合】 施設運用上の基準がないため対象外。</p>												

供用炉記載案(8/9 面談時点)	廃止措置炉(現状)	廃止措置炉(見直し案)	補足説明
—	<p>要求される措置を開始する必要はない。</p> <p>3. 当直長(1号炉担当)は、第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第2項で定める事項が実施され、かつその結果が施設運用上の基準を満足している場合は、第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第2項で定める事項が実施されていない期間、施設運用上の基準が満足していないとはみなさない。ただし、第70条(施設運用上の基準を満足しない場合)で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。</p>	<p>要求される措置を開始する必要はない。</p> <p>3. 当直長(1号炉担当)は、第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第2項で定める事項が実施され、かつその結果が施設運用上の基準を満足している場合は、第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第2項で定める事項が実施されていない期間、施設運用上の基準が満足していないとはみなさない。ただし、第70条(施設運用上の基準を満足しない場合)で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。</p>	
—	<p>(施設運用上の基準を満足しない場合)</p> <p>第70条 施設運用上の基準を満足しない場合とは、当直長(1号炉担当)が第3節(施設運用上の基準)第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、当直長(1号炉担当)は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 当直長(1号炉担当)は、第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第2項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に関する事象が発見された場合は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 当直長(1号炉担当)は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から、第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第3項で要求される措置を開始する。</p> <p>4. 当直長(1号炉担当)は、施設運用上の基準を満足していない期間は、第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第2項で定める事項を実施する必要はない。ただし、第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、施設運用上の基準を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。</p> <p>5. 施設運用上の基準を満足していると判断するにあたり、第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第2項で定める事項の一部又は全部を実施した場合は、これを第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第2項で定める事項の一部又は全部に代えることができる。</p> <p>6. 当直長(1号炉担当)は、施設運用上の基準を満足しない場合となった後において、施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、廃止措置主任者に報告する。</p> <p>7. 第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第3項で要求される措置を実施するにあたり、緊急を要する場合、当直長(1号炉担当)は、他のマネージャーの</p>	<p>(施設運用上の基準を満足しない場合)</p> <p>第70条 施設運用上の基準を満足しない場合とは、当直長(1号炉担当)が第3節(施設運用上の基準)第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、当直長(1号炉担当)は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 当直長(1号炉担当)は、第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第2項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に関する事象が発見された場合は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 当直長(1号炉担当)は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から、第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第3項で要求される措置を開始する。</p> <p>4. 当直長(1号炉担当)は、施設運用上の基準を満足していない期間は、第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第2項で定める事項を実施する必要はない。ただし、第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、施設運用上の基準を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。</p> <p>5. 施設運用上の基準を満足していると判断するにあたり、第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第2項で定める事項の一部又は全部を実施した場合は、これを第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第2項で定める事項の一部又は全部に代えることができる。</p> <p>6. 当直長(1号炉担当)は、施設運用上の基準を満足しない場合となった後において、施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、廃止措置主任者に報告する。</p> <p>7. 第52条(使用済燃料貯蔵池の水位及び水温)第3項で要求される措置を実施するにあたり、緊急を要する場合、当直長(1号炉担当)は、他のマネージャーの</p>	<p>現状通り</p> <p>【燃料なしプラントの場合】 施設運用上の基準がないため対象外。</p>

廃止措置管理

供用炉記載案(8/9 面談時点)	廃止措置炉(現状)	廃止措置炉(見直し案)	補足説明
—	所管事項であっても、この要求される措置を実施することができる。なお、その結果を所管マネージャーに連絡する。	所管事項であっても、この要求される措置を実施することができる。なお、その結果を所管マネージャーに連絡する。	
—	第71条 削除	第71条 削除	現状通り
—	(施設運用上の基準に関する記録) 第72条 当直長(1号炉担当)は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時刻、施設運用上の基準、要求される措置の実施結果(保守作業結果を含む。)及び施設運用上の基準を満足していると判断した時刻を運転日誌に記録する。	(施設運用上の基準に関する記録) 第72条 当直長(1号炉担当)は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時刻、施設運用上の基準、要求される措置の実施結果(保守作業結果を含む。)及び施設運用上の基準を満足していると判断した時刻を運転日誌に記録する。	現状通り 【燃料なしプラントの場合】 施設運用上の基準がないため対象外。
—	第4節 廃止措置管理 (安全貯蔵) 第73条 廃止措置管理グループマネージャーは、安全貯蔵 ^{※1} の対象範囲及び期間を定める。 ※1:安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉領域の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう。	第4節 廃止措置管理 (安全貯蔵) 第73条 廃止措置管理グループマネージャーは、安全貯蔵 ^{※1} の対象範囲及び期間を定める。 ※1:安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉領域の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう。	現状通り
—	(工事の計画及び実施) 第74条 廃止措置工事グループマネージャーは、廃止措置計画に基づき工事 ^{※1} を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。 (1)工事計画 (2)設計管理 (3)調達管理 (4)工事管理 2. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、2号炉の保安のために必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認する。 3. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事を実施するに当たり、廃止措置計画を踏まえ、次の各号に掲げる安全確保対策のために必要な措置を講じる。 (1)拡散及び漏えい防止対策 (2)被ばく低減対策 (3)事故防止対策 4. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事 ^{※1} の結果について記録する。 ※1:本条において工事とは、廃止措置計画に基づく、	(工事の計画及び実施) 第74条 廃止措置工事グループマネージャーは、廃止措置計画に基づき工事 ^{※1} を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。 (1)工事計画 (2)設計管理 (3)調達管理 (4)工事管理 2. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、2号炉の保安のために必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認する。 3. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事を実施するに当たり、廃止措置計画を踏まえ、次の各号に掲げる安全確保対策のために必要な措置を講じる。 (1)拡散及び漏えい防止対策 (2)被ばく低減対策 (3)事故防止対策 4. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事 ^{※1} の結果について記録する。 ※1:本条において工事とは、廃止措置計画に基づく、	現状通り

廃止措置管理

供用炉記載案(8/9 面談時点)	廃止措置炉(現状)	廃止措置炉(見直し案)	補足説明
—	核燃料物質による汚染の除去工事, 汚染状況の調査, 及びその他所長が必要と判断する解体撤去工事をいう。	核燃料物質による汚染の除去工事, 汚染状況の調査, 及びその他所長が必要と判断する解体撤去工事をいう。	
—	<p>(管理区域内の工事解体物の分別)</p> <p>第74条の2 廃止措置工事グループマネージャーは, 工事解体物^{※1}を, 第2項及び第3項に基づき, 「放射性固体廃棄物」, 「放射性物質として扱う必要のないもの」と推定されるもの, 「放射性廃棄物でない廃棄物」に分別する。</p> <p>2. 廃止措置工事グループマネージャーは, 工事解体物であって, 核燃料物質によって汚染された解体物を, 廃止措置計画に記載している放射能濃度に応じた放射能レベル区分を参考に, 第108条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき, 次の各号に掲げる工事解体物がそれぞれ混在しないための措置を講じて管理する。</p> <p>(1) 廃止措置計画における放射能レベルが比較的高いもの(「L1」という。), 放射能レベルが比較的低いもの(「L2」という。), 放射能レベルが極めて低いもの(「L3」という。)の放射性固体廃棄物</p> <p>(2) 「放射性物質として扱う必要のないもの」と推定されるもの</p> <p>3. 廃止措置工事グループマネージャーは, 工事解体物であって, 「放射性廃棄物でない廃棄物」を, 第108条の2(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)に基づき, 核燃料物質によって汚染されたものと混在しないための措置を講じて管理する。</p> <p>※1: 工事解体物とは, 管理区域内の第74条(工事の計画及び実施)に基づく工事で発生する解体物をいう。以下同じ。</p>	<p>(管理区域内の工事解体物の分別)</p> <p>第74条の2 廃止措置工事グループマネージャーは, 工事解体物^{※1}を, 第2項及び第3項に基づき, 「放射性固体廃棄物」, 「放射性物質として扱う必要のないもの」と推定されるもの, 「放射性廃棄物でない廃棄物」に分別する。</p> <p>2. 廃止措置工事グループマネージャーは, 工事解体物であって, 核燃料物質によって汚染された解体物を, 廃止措置計画に記載している放射能濃度に応じた放射能レベル区分を参考に, 第108条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき, 次の各号に掲げる工事解体物がそれぞれ混在しないための措置を講じて管理する。</p> <p>(1) 廃止措置計画における放射能レベルが比較的高いもの(「L1」という。), 放射能レベルが比較的低いもの(「L2」という。), 放射能レベルが極めて低いもの(「L3」という。)の放射性固体廃棄物</p> <p>(2) 「放射性物質として扱う必要のないもの」と推定されるもの</p> <p>3. 廃止措置工事グループマネージャーは, 工事解体物であって, 「放射性廃棄物でない廃棄物」を, 第108条の2(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)に基づき, 核燃料物質によって汚染されたものと混在しないための措置を講じて管理する。</p> <p>※1: 工事解体物とは, 管理区域内の第74条(工事の計画及び実施)に基づく工事で発生する解体物をいう。以下同じ。</p>	現状通り
—	<p>(工事完了の報告)</p> <p>第75条 廃止措置工事グループマネージャーは, 第74条(工事の計画及び実施)に基づく工事が完了した場合には, 同条第4項で記録した工事の結果を, 廃止措置室長, 廃止措置主任者及び所長に報告するとともに, 関係する各マネージャーに通知する。</p>	<p>(工事完了の報告)</p> <p>第75条 廃止措置工事グループマネージャーは, 第74条(工事の計画及び実施)に基づく工事が完了した場合には, 同条第4項で記録した工事の結果を, 廃止措置室長, 廃止措置主任者及び所長に報告するとともに, 関係する各マネージャーに通知する。</p>	現状通り
—	第76条 ~ 第99条 欠番	第76条 ~ 第99条 欠番	現状通り

施設管理

供用炉記載案（10/8 面談時点）	廃止措置炉（現状）	廃止措置炉（見直し案）	補足説明
<p>第8章 （施設管理計画）</p> <p>第N条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1. 施設管理の実施方針および施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6. 3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第N条の6に定める長期施設管理の実施方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6. 3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2. 保全プログラムの策定 原子力部門は、1. の施設管理目標を達成するため3. より10. からなる保全プログラムを策定する。 また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6. 3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>第8章 保守管理 （保守管理計画）</p> <p>第128条 保守管理を実施するにあたり、次の保守管理計画を定める。</p> <p>1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うものとする。</p> <p>2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2. の保守管理目標を達成するため4. より11. からなる保全プログラムを策定する。 また、12. の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>第8章 （施設管理計画）</p> <p>第N条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6. 3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6. 3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2. 保全プログラムの策定 組織は、1. の施設管理目標を達成するため3. より10. からなる保全プログラムを策定する。 また、11. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6. 3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>注1：主語は、各社の状況に応じて書き換えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用炉の記載に合わせる。 ・ 供用炉の記載に合わせる。 ・ 現状通り（供用炉の記載と同じ）。 ・ 現状通り。 （廃止措置炉のため、供用炉案は合わないため。） ・ 現状通り（供用炉の記載と同じ）。 ・ 現状通り（供用炉の記載と同じ）。

施設管理

供用炉記載案（10/8 面談時点）	廃止措置炉（現状）	廃止措置炉（見直し案）	補足説明
<p>3. 保全対象範囲の策定 原子力部門は、原子力発電施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備 (4) 多様性拡張設備※¹（○号炉および○号炉） (5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (6) その他自ら定める設備</p> <p>※1：多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備</p> <p>4. 施設管理の重要度の設定 原子力部門は、3. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（○号炉および○号炉）に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p>	<p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 廃止措置計画で定める廃止措置期間中に機能を維持すべき設備 (2) その他自ら定める設備</p> <p>5. 保全重要度の設定 組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p>	<p>3. 保全対象範囲の策定 組織は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 廃止措置計画で定める機能を維持すべき設備 (2) その他自ら定める設備</p> <p>4. 施設管理の重要度の設定 組織は、3. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p>	<p>・現状通り（供用炉の記載と同じ）。</p> <p>・実用炉規則の記載「廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設」から引用</p> <p>・現状通り（その他設備は、供用炉の記載と同じ）。</p> <p>・現状通り。 （廃止措置炉の状況に合わないため。）</p> <p>・供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・現状通り。 （廃止措置炉の状況に合わせるため。）</p> <p>・現状の記載に、供用炉に記載の「運転経験等」を追記する。</p> <p>・現状通り（運転炉の記載と同じ）。</p>

施設管理

供用炉記載案（10/8 面談時点）	廃止措置炉（現状）	廃止措置炉（見直し案）	補足説明
<p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（〇号炉および〇号炉）の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 原子力部門は、保全の有効性を監視、評価するために4. の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよびシステムレベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000 臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>② 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. システムレベルの保全活動管理指標 システムレベルの保全活動管理指標として、4. (1)の施設管理の重要度の高いシステムのうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高いシステム機能ならびに重大事故等対処設備（〇号炉および〇号炉）に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>② 非待機（UA）時間※2</p> <p>※2：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能および待機状態にあるシステムの動作に必須の機能に対してのみ設定する（以下、本条において同じ）。</p> <p>(2) 原子力部門は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p>	<p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5. の保全重要度を踏まえ、システムレベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. システムレベルの保全活動管理指標 システムレベルの保全活動管理指標として、5. (1)の保全重要度の高いシステムに対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p>	<p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能を考慮して設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために4. の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でシステムレベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. システムレベルの保全活動管理指標 システムレベルの保全活動管理指標として、4. (1)の施設管理の重要度の高いシステムに対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p>	<p>・供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる。</p> <p>【燃料なしプラントの場合】 5. の活動は不要。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・現状通り。 (廃止措置炉には、プラントレベルの保全管理指標は適用できないため。)</p> <p>・現状通り。 (廃止措置炉に②非待機時間は適用できないため。)</p> <p>・現状通り（供用炉の記載と同じ）。</p> <p>・現状通り。 (廃止措置炉には、プラントレベルの保全管理指標は適用できないため。)</p>

施設管理

供用炉記載案（10/8 面談時点）	廃止措置炉（現状）	廃止措置炉（見直し案）	補足説明
<p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機（UA）時間の目標値は、点検実績および第4章第3節（運転上の制限）第〇条から第〇条で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、プラントまたは系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 原子力部門は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画（6. 1 参照） b. 設計および工事の計画（6. 2 参照） c. 特別な保全計画（6. 3 参照）</p> <p>(2) 原子力部門は、保全計画の策定に当たって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験 b. 使用環境および設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p>	<p>a) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績及び重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。</p> <p>(3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画（7.1 参照） b. 補修、取替え及び改造計画（7.2 参照） c. 特別な保全計画（7.3 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験 b) 使用環境及び設置環境 c) 劣化、故障モード d) 機器の構造等の設計的知見 e) 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階において維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p>	<p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績及び重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。</p> <p>(3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画（6. 1 参照） b. 設計及び工事の計画（6. 2 参照） c. 特別な保全計画（6. 3 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定に当たって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえて保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験 b. 使用環境及び設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階において維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p>	<p>・現状通り（供用炉の記載と同じ）。</p> <p>・現状通り。 （廃止措置炉に②非待機時間は適用できないため。）</p> <p>・現状通り。 （廃止措置炉には、プラントの供用開始という概念は適さないため。）</p> <p>・現状通り（供用炉の記載と同じ）。</p> <p>・「b.」以外は現状通り。</p> <p>・供用炉に合せ「設計及び工事」の記載に変更する。</p> <p>・現状通り（供用炉の記載と同じ）。</p> <p>・現状通り。 （廃止措置炉の状況に合わせるため。）</p>

施設管理

供用炉記載案（10/8 面談時点）	廃止措置炉（現状）	廃止措置炉（見直し案）	補足説明
<p>6. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する</p> <p>(2) 原子力部門は、構築物、系統および機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 原子力部門は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p>	<p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i) 時間基準保全</p> <p>ii) 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b) 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p>	<p>6. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p>	<p>・ 現状通り。 （廃止措置炉の状況に合わせるため。）</p> <p>・ 現状通り。 （廃止措置炉の状況に合わせるため。）</p> <p>・ 現状通り（供用炉の記載と同じ）。</p> <p>・ 現状通り（供用炉の記載と同じ）。</p> <p>・ 現状通り（供用炉の記載と同じ）。</p> <p>・ 現状通り（供用炉の記載と同じ）。</p> <p>・ 現状通り（供用炉の記載と同じ）。</p>

施設管理

供用炉記載案（10/8 面談時点）	廃止措置炉（現状）	廃止措置炉（見直し案）	補足説明
<p>i) 巡視点検の具体的方法 ii) 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。 i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 原子力部門は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※〇により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c. 事業者検査の実施時期</p> <p>※〇：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第N条の4による使用前事業者検査および第N条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>i) 巡視点検の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。 i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p>	<p>i) 巡視点検の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。 i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※¹により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c. 事業者検査の実施時期</p> <p>※¹：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第N条の4による使用前事業者検査及び第N条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>・現状通り（供用炉の記載と同じ）。</p> <p>・現状通り（供用炉の記載と同じ）。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる。</p>

施設管理

供用炉記載案（10/8 面談時点）	廃止措置炉（現状）	廃止措置炉（見直し案）	補足説明
<p>6. 2 設計および工事の計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。</p> <p>また、安全上重要な機器等^{※3}の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※4}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、原子炉施設に対する供用前点検を行う場合は、供用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた供用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査および試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査および試験等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査および試験等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 事業者検査および試験等の実施時期</p> <p>※3：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器および構築物をいう。</p> <p>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）および第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p>	<p>7.2 補修、取替え及び改造計画の策定</p> <p>(1) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>このうち、安全上重要な機器等^{※1}の補修、取替え及び改造については、法令に基づく必要な手続き^{※2}の有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）の確認結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 検査及び試験の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 検査及び試験の実施時期</p> <p>※1：安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構築物のうち、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備をいう。（以下、本条及び第141条において同じ。）</p> <p>※2：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。（以下、本条及び第141条において同じ。）</p>	<p>6. 2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※2}の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※3}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設に対する供用前点検を行う場合は、供用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた供用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査及び試験等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>※2：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器及び構築物のうち、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備をいう。</p> <p>※3：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）、第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）及び第43条の3の34（発電用原子炉の廃止に伴う措置）並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p>	<p>・ 供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・ 供用炉に合わせ「設計及び工事の」と記載する。</p> <p>【燃料なしプラントの場合】安全上重要な機器等に該当する機器はないため網掛け部を削除する。</p> <p>・ 供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・ 供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・ 供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・ 現状通り（本条のみであり、（ ）削除）。（廃止措置炉の状況を説明するため。）</p> <p>・ 供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・ 炉規制法の廃止措置計画に係る条文を追記する。</p>

施設管理

供用炉記載案（10/8 面談時点）	廃止措置炉（現状）	廃止措置炉（見直し案）	補足説明
<p>6. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 原子力部門は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 原子力部門は、6. で定めた保全計画にしたがって保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の実施にあたって、第N条の2による設計管理および第N条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。</p> <p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{*5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、原子力施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、事業者検査を実施する</p>	<p>7.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により特別な保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定める保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>a) 工事計画</p> <p>b) 設計管理</p> <p>c) 調達管理</p> <p>d) 工事管理</p> <p>(3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。</p> <p>なお、安全上重要な機器等の点検・補修等について、それを確認するために必要な事項、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）を確認するために必要な事項を含む。</p> <p>9. 点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{*3}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期^{*3}までに確認・評価し、記録する。</p>	<p>6. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により特別な保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6. で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、第N条の2による設計管理及び第N条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。</p> <p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取し構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{*4}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子力施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、事業者検査を実施する。</p>	<p>・現状通り。 （廃止措置炉の状況に合わせるため。）</p> <p>・現状通り（供用炉の記載と同じ）。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる（現状の「点検・補修等」を「保全」に見直す）。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる。</p>

施設管理

供用炉記載案（10/8 面談時点）	廃止措置炉（現状）	廃止措置炉（見直し案）	補足説明
<p>(3) 原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. 不適合管理、是正処置および未然防止処置</p> <p>(1) 原子力部門は、施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下の a. および b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. および b. に至った場合には、不適合管理を行った上で是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 原子力部門は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1) および(2)の活動を第3条に基づき改善措置活動に基づき実施する。</p> <p>10. 保全の有効性評価</p> <p>原子力部門は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなどの運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向</p>	<p>(3) 安全上重要な機器等の点検・補修等であることを確認した結果、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を確認した結果を含む。</p> <p>※3：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置</p> <p>(1) 組織は、以下の a) 及び b) の場合には、不適合管理を行ったうえで、9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。</p> <p>a) 点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、(1) a) 及び b) の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。</p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c) トラブルなど運転経験</p>	<p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. 及び b. に至った場合には、不適合管理を行った上で是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1) 及び(2)の活動を第3条に基づき改善措置活動に基づき実施する。</p> <p>10. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなどの運転経験</p> <p>d. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に</p>	<p>・ 供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・ 現状通り（供用炉の記載と同じ）。</p> <p>・ 供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・ 供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・ 現状通り（供用炉の記載と同じ）。</p> <p>・ 現状通り（供用炉の記載と同じ）。</p> <p>【燃料なしプラントの場合】a. 対象外。</p> <p>・ 現状通り。 (廃止措置炉の状況に合わせるため。)</p> <p>・ 供用炉の記載に合わせる。</p>

施設管理

供用炉記載案（10/8 面談時点）	廃止措置炉（現状）	廃止措置炉（見直し案）	補足説明
<p>に係るデータ f. リスク情報、科学的知見 (2) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、6. 1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。 a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 (3) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p> <p>1 1. 施設管理の有効性評価 (1) 原子力部門は、10. の保全の有効性評価の結果および1. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 原子力部門は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p>1 2. 構成管理 原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 a. 設計要件（第3条7.2.1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第N条の2で実施する設計に対する要求事項をいう。） b. 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。） c. 物理的構成（実際の構築物、系統、および機器をいう。）</p> <p>1 3. 情報共有 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、〇〇事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>d) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ e) リスク情報、科学的知見 (2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。 a) 点検及び取替結果の評価 b) 劣化トレンドによる評価 c) 類似機器等のベンチマークによる評価 d) 研究成果等による評価 (3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>1 2. 保守管理の有効性評価 (1) 組織は、11. の保全の有効性評価の結果及び2. の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 組織は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>1 3. 情報共有 組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>に係るデータ e. リスク情報、科学的知見 (2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、6. 1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。 a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 (3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>1 1. 施設管理の有効性評価 (1) 組織は、10. の保全の有効性評価の結果及び1. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>1 2. 構成管理 組織は、廃止措置計画で定める性能を維持すべき設備について、施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件（第3条7.2.1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統、及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第N条の2で実施する設計に対する要求事項をいう。） (2) 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統、及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。） (3) 物理的構成（実際の構築物、系統、及び機器をいう。）</p> <p>1 3. 情報共有 組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、〇〇事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>・現状通り（供用炉の記載と同じ）。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・現状通り（供用炉の記載と同じ）。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる（現状の「保守管理」を「施設管理」に見直す）。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる（現状の「保守管理」を「施設管理」に見直す）。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・廃止措置炉における対象範囲を明確にする。</p> <p>・項目（a. ～c.）を(1)～(3)に修正する。 ・(1)～(3)は、供用炉の記載に合わせて追記する。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる。</p>

施設管理

供用炉記載案（10/8 面談時点）	廃止措置炉（現状）	廃止措置炉（見直し案）	補足説明
<p>（設計管理） 第 N 条の 2 原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、第 3 条 7.3 の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. 原子力部門は、前項において第 3 条 7.3 適用の対象でないと判断した場合、工事対象設備の原設計を適用する。</p> <p>3. 原子力部門は、第 1 項において第 3 条 7.3 適用の対象と判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第 3 条 7.3 に従って実施する。 (1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定および設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>4. 前項における設計には、次条に定める作業管理および第 N 条の 4 に定める使用前事業者検査の実施を考慮する</p> <p>（作業管理） 第 N 条の 3 原子力部門は、前条の設計に従い工事を実施する。</p> <p>2 原子力部門は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止 (3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 供用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第 6 章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第 7 章に基づく放射線管理</p> <p>3 原子力部門は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常</p>	<p>第 128 条の 2 削除</p>	<p>（設計管理） 第 N 条の 2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、第 3 条 7.3 に適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. 組織は、前項において第 3 条 7.3 適用の対象でないと判断した場合、工事対象設備の原設計を適用する。</p> <p>3. 組織は、第 1 項において第 3 条 7.3 適用の対象と判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第 3 条 7.3 に従って実施する。 (1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規則要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>4. 前項における設計には、次条に定める作業管理及び第 N 条の 4 に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>（作業管理） 第 N 条の 3 組織は、前条の設計に従い工事を実施する。</p> <p>2 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止 (3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 供用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第 6 章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第 7 章に基づく放射線管理</p> <p>3 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態</p>	<p>・ 供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・ 供用炉の記載に合わせる。</p>

施設管理

供用炉記載案（10/8 面談時点）	廃止措置炉（現状）	廃止措置炉（見直し案）	補足説明
<p>な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第 13 条による巡視点検を定期的に行う。</p> <p>（使用前事業者検査の実施） 第 N 条の 4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 所長（or ○○部長、○○GM 等）は、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。 c. 「実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則」に適合するものであること。（燃料体についてのみ適用。）</p> <p>※：使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法、その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 b. 機能及び性能を確認するために十分な方法 c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法。</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の</p>		<p>から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第 13 条による巡視を定期的に行う。</p> <p>（使用前事業者検査の実施） 第 N 条の 4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 所長（or ○○部長、○○GM 等）は、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。 a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>※：使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法、その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 b. 機能及び性能を確認するために十分な方法 c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の</p>	<p>・ 供用炉の記載に合わせ巡視の観点を追加する。</p> <p>・ 供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・ 供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・ 供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・ 現状通り。 （廃止措置炉は、燃料体の技術基準は適用しないため。）</p> <p>・ 供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・ 供用炉の記載に合わせる。</p>

施設管理

供用炉記載案（10/8 面談時点）	廃止措置炉（現状）	廃止措置炉（見直し案）	補足説明
<p>原子炉施設が前号 a. から c. の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができ、このとき、重要度の高い検査※○においては検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名し、その他の検査においては次の各号によらず必要な力量を有する者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>※○：重要度の高い検査とは、重要度分類指針におけるクラス1若しくは2の安全機能を有する設備又は常設重大事故等対処設備に対する検査であって、事後検証不可能な検査をいう。(以下、本条および次条において同じ。)</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて検査実施責任者および前項に規定する検査員の立合項目を定め、それを実施する。</p> <p>6. 各課（室）長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(定期事業者検査の実施) 第N条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p>		<p>原子炉施設が前号 a. , b. の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。重要度の高い検査※5においては、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名し、その他の検査においては、次の各号によらず必要な力量を有する者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>※5：重要度の高い検査とは、第N条 4. (1)の施設管理の重要度の高い設備に対する検査であって、事後検証不可能な検査をいう。(以下、本条および次条において同じ。)</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立合項目を定め、それを実施する。</p> <p>6. 各課（室）長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録を管理する。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(定期事業者検査の実施) 第N条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p>	<p>・供用炉の記載に合わせる。 【燃料なしプラントの場合】 重要度の高い検査はないため、関係する記載は削除する。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・重要度分類指針を参考に廃止措置炉の施設管理の重要度を設定しており、関連箇所を明確にする。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる。</p>

施設管理

供用炉記載案（10/8 面談時点）	廃止措置炉（現状）	廃止措置炉（見直し案）	補足説明
<p>2. 所長（or ○○部長, ○○GM等）は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>4. 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができ、このとき、重要度の高い検査においては検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名し、その他の検査においては次の各号によらず必要な力量を有する者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備部署とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p>		<p>2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>4. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。重要度の高い検査においては、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名し、その他の検査においては、次の各号によらず必要な力量を有する者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p>	<p>・供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる。</p> <p>【燃料なしプラントの場合】重要度の高い検査はないため、関係する記載は削除する。</p> <p>・供用炉の記載に合わせる。</p>

施設管理

供用炉記載案（10/8 面談時点）	廃止措置炉（現状）	廃止措置炉（見直し案）	補足説明
<p>6. 各課（室）長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>		<p>6. 各課（室）長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録を管理する。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>・ 供用炉の記載に合わせる。</p>